

医療法改正（第7次）

医療法の改正があり平成 28 年9月、平成 29 年4月と二段階の施行期日をもって適用されることになりました。今回の改正は医療法人の機能整備およびガバナンスの強化が中心となっています。

診療所を中心とする1人医師医療法人に関するポイントは、以下のとおりです。

1. 今後、医療法人の定款変更が必要となること
2. 医療法人の運営上、従来と異なる運営手続きが必要となること
3. 公開情報について整備が必要となること

それぞれについて詳細を記します。

1. 定款変更の必要性

- (1) 平成 30 年9月1日までに定款変更が必要となります。
- (2) 現存の医療法人については、定款変更が必要となった場合に併せて定款変更をします。
- (3) 理事会に関して、変更前に定款例に倣った規定がおかれている場合には、そのままの取扱となります。

2. 医療法人の運営規定の改正

- (1) 社員、社員総会、理事、理事会、理事長、監事の権限と責任が明確化されました。
- (2) 理事、監事の報酬は社員総会で総額を決定し、理事会、監事で個々の金額を決定することになります。
- (3) 監事の選任議案を社員総会に提出の場合には監事の同意が必要となります。
- (4) 理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要があります（3カ月ごと）

3. 医療法人の情報公開

- (1) 大規模法人（負債50億円以上、収入70億円以上）について外部監査導入（公認会計士、監査法人）、医療法人会計基準の強制適用、公告の実施が必要となります。
- (2) 関係事業者との取引状況報告書提出
医療法人と一定基準の取引がある役員、配偶者、関係会社の取引内容について、事業報告書上の記載項目となります。

4. その他

(1) 地域医療連携推進法人制度創設

以前より検討されていた医療における持株会社制度が中規模診療圏における医療連携を目的とした法人として設立することができることとなりました。このことにより医療法人を社員とする地域医療連携

の複数診療科目による法人の集合体ができます。

(2) 医療法人の分割制度創設

合併の手続きと同様に分割制度が整備されました。

(3) 社会医療法人の認定要件の見直し

緊急医療などの認定要件の緩和が図られました。

医療法改正の項目

改正項目	施行	1人医療法人
1. 地域医療連携推進法人制度創設	H29/4/2	△
2. 医療法人制度の見直し		
(1) 医療法人のガバナンス強化	H28/9/1	○
(2) 医療法人の経営の透明性の確保	H29/4/2	
①会計基準の適用・外部監査の義務付け		△
②計算書類の公告の義務付け		△
③関係事業者との取引情報報告書提出		○
(3) 医療法人の分割制度創設	H28/9/1	△
(4) 社会医療法人の認定要件見直し	H28/9/1	×

(○ = 影響あり、△ = 影響軽微、× = 当面関係なし)

